

四国中央市競争入札公告 共通事項説明書

本書で定める事項は、四国中央市契約規則(平成16年規則第50号。以下「規則」という。)及び四国中央市一般競争入札実施要綱(平成19年告示第150号。以下「一般要綱」という。)第7条第2号に規定する事後審査型の一般競争入札並びに四国中央市公募型指名競争入札実施要綱(平成19年告示第151号。以下「公募要綱」という。)及び四国中央市郵便入札実施要綱(平成19年告示第152号。以下「郵便要綱」という。)に定める競争入札について適用する。

第1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱(平成21年告示第126号)第2条の規定により、「建設工事等入札参加資格審査申請書」を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者であること。
 - (3) 当該工事の入札公告の日から開札の日までの間において、四国中央市建設工事指名停止措置要綱(平成16年告示第35号)又は入札公告に定める入札参加資格停止期間中にない者であること。
 - (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (5) その他、入札公告で定める資格要件を満たす者であること。
- 2 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。
 - (1) 入札公告の当該工種に係る建設工事業について、特定建設業の許可(法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受けていること。
 - (2) 各構成員が、同一入札公告における共同企業体の構成員でないこと。
 - (3) 経営の形態は、共同施工方式であること。
 - (4) 自由意志で結成された共同企業体であること。
 - (5) 共同企業体の代表者の出資比率は構成員中、最大であること。

- (6) 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度は、構成員が2者の場合は、当該企業体の総出資比率の10分の3以上、3者の場合は10分の2以上であること。
- (7) 次に定める期間、存続できる共同企業体であること。
 - ア 請負契約の相手方となった場合は、当該工事の請負契約の履行後3か月以上
 - イ 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで
- (8) その他、入札公告で定める資格要件を満たす者であること。

第2 入札参加資格審査申請に関する事項

事後審査型の一般競争入札又は公募型指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、郵便要綱に基づいて、入札参加の申込みを行うものとする。

1 入札参加資格審査申請に必要な書類

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) その他入札公告で提出を指示する書類

2 書類の提出方法

- (1) 入札公告で提出を求めた書類を同封し、所定の期日までに入札参加の申込みと郵便入札を同時に行わなければならない。
- (2) 普通郵便又は持参によるものは受け付けない。

第3 入札参加資格審査申請に必要な書類の配布場所

四国中央市管理課において配布する。

また、四国中央市公式ホームページ>各種サービス(入札情報)>管理課のページ>入札契約情報>発注情報 <http://sct.shikokuchuo.jp/~kan/> から様式等をダウンロードすることができる。

第4 契約条件を示す場合

契約条項は、四国中央市管理課において閲覧に供する。

第5 現場説明

実施しない

第6 開札執行の日時及び場所

開札は、入札公告に定めた日時及び場所において行う。

第7 入札及び開札方法に関する事項

1 事後審査型の入札方法

事後審査型の一般競争入札又は公募型指名競争入札は、入札参加者が郵便要綱に基づき、四国中央市が指定した入札書を郵送することによって行う「郵便入札」とする。

- 2 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格をするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札回数は1回とする。
- 4 開札は入札参加者の自由参加とするが、開札開始時刻に遅れたときは、開札に立ち会うことはできない。
- 5 入札において私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

第8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金は、規則第14条、第15条及び第16条に定めるところによる。
- 2 契約保証金は、規則第43条、第44条及び第45条に定めるところによる。

第9 低入札価格調査制度に関する事項

- 1 入札公告において「低入札価格調査対象工事」と示された工事は、四国中央市低入札価格調査の試行に関する要領(平成16年訓令第86号。以下「低入札に係る要領」という。)の規定に基づく低入札価格調査制度の対象工事であるため、調査基準価格を下回った入札があつた場合には落札決定を保留し、その入札金額で当該工事の適正な履行が可能かどうかを調査したうえで、後日、落札決定を行う。なお、調査基準価格は公表しない。
- 2 低入札価格調査制度の対象工事に係る入札においては、低入札に係る要領第6条に規定する「工事費内訳書」を郵便による入札時に同封し郵送すること。内訳書は、設計書の符号、工種、名称と同様の構成により作成するものとし、その合計額(工事価格計)と入札書の記載金額(税抜き)が一致していない場合は、失格として取り扱うので、十分に検算、精査しておくこと。
- 3 上記1による調査基準価格を下回る入札があつた場合は、速やかに調査を実施し、落札者を決定する必要があることから、開札日の翌日に詳細な工事費内訳書(明細)の提出を求めるので、準備しておくこと。なお、提出された内訳書は返却しない。

第10 建設リサイクル法に関する事項

当該工事が、入札公告で「建設リサイクル対象工事」である旨、記載された場合には、

建設リサイクル法(「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号))に該当する工事であるため、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算のうえで入札すること。また、その方法等を契約書に記載するため、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うものとする。

第11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- 1 入札公告及び第1で定める入札参加資格を有しない者が行った入札及び入札参加資格審査申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- 2 入札参加者が同一入札案件に対し、2通以上行った入札
- 3 その他、入札に関する条件に違反した入札

第12 契約の成立要件等に関する事項

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が第1で定める要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第13 請負代金の支払方法に関する事項

前払金の支払は、規則第63条に基づき取り扱うこととし、入札公告において支払の有無を示すものとする。

附則(平成19年10月1日制定)

この共通事項説明書は、平成19年10月1日以後に公告する入札に適用する。

附則(平成21年7月1日施行)

この共通事項説明書は、平成21年7月1日から施行し、同日以後に公告する入札に適用する。ただし、施行の日の前日までに改正前の共通事項説明書の規定によりなされた入札公告による行為は、なお従前の例による。